

お 知 ら せ

「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（令和7年厚生労働省告示第29号）」に基づき、

入院時食事療養費が 2025年4月1日から 改正されます。

・食事1食につき 670円→690円（流動食 605円→625円）

改正に伴い患者さんの自己負担額が以下のとおり変わります。

【自己負担額（食事1食につき）】 ※低所得者Ⅰについては変更なし

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	3月31日まで	4月1日から
一般		490円	510円
小児慢性特定疾患児童等または指定難病患者		280円	300円
低所得者	低所得者Ⅱ（90日以内）	230円	240円
低所得者	低所得者Ⅱ（90日超）	180円	190円
	低所得者Ⅰ	110円	※110円

